

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 73 海上貨物輸送コスト低減効果 (②国際)</p> <p>○未来投資戦略 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) において、「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、・・・国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る・・・。」と記載あり。</p> <p>○総合物流施策大綱 (2017 年度～2020 年度) (平成 29 年 7 月 28 日閣議決定) において、「国際バルク戦略港湾において、資源、エネルギー、食糧等のバルク貨物を輸送する大型船が入港できるよう、・・・安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を促進する」と記載あり。</p> <p>○食糧・農業・農村基本計画 (平成 27 年 3 月 31 日閣議決定) において、「海外からの輸入に依存している穀物等の安定供給を確保するため、・・・船舶の大型化に対応した流通基盤の強化等を通じて輸入の安定化や多角化を図る」と記載あり。</p> <p>○エネルギー基本計画 (平成 26 年 4 月 11 日閣議決定) において、「官民が連携し、LNG、石炭等の安定的かつ安価な調達を図るため、大型船の受入機能の確保・強化を推進していく。」と記載あり。</p>
	政策の達成目標	○特定貨物取扱埠頭において企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間 (平成 31 年度～平成 32 年度)
	同上の期間中の達成目標	○資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成 海上貨物輸送コストの低減効果 (対平成 25 年度総輸送コスト) 約 5%減 (平成 32 年度)
政策目標の達成状況	<p>○小名浜港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度より、小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業 (水深 18m) に着手 ・平成 25 年 12 月に小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾 (石炭) に指定 ・平成 26 年 5 月に福島県 (港湾管理者) が小名浜埠頭 (株) を運営事業者認定 ・平成 26 年 12 月に福島県 (港湾管理者) が特定利用推進計画を公表 <p>○釧路港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度より、釧路港国際物流ターミナル整備事業 (水深 14m) に着手 ・平成 27 年 12 月に釧路市 (港湾管理者) が釧路西港開発埠頭 (株) を運営事業者認定 ・平成 28 年 2 月に釧路港を特定貨物輸入拠点港湾 (穀物) に指定 ・平成 29 年 9 月に釧路市 (港湾管理者) が釧路港特定利用推進計画を公表 <p>○水島港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度より、水島港国際物流ターミナル整備事業 (水深 14m、12m) に着手 <p>○徳山下松港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度より、徳山下松港国際物流ターミナル整備事業 (水深 19m、14m、12m) に着手 ・平成 29 年 12 月に山口県 (港湾管理者) がやまぐち港湾運営株式会社を港湾運営会社に指定 ・平成 30 年 2 月に徳山下松港を特定貨物輸入拠点港湾 (石炭) に指定 <p>○志布志港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度より、志布志港ふ頭再編改良事業 (水深 14m) に着手 	
ページ	24 — 2	

有効性	要望の措置の適用見込み	2件（平成31年6月に小名浜港が荷役機械を取得予定、平成32年3月に徳山下松港が荷役機械を取得予定）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特定貨物輸入拠点港湾においては、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、一時保管、二次輸送への積替え等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が必要となる。</p> <p>しかし、高能率な荷さばき施設等については、整備・維持に多額のコストがかかることから、その投資リスクが大きく、インセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促進されない恐れがある。</p> <p>本税制特例措置は、特定利用推進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設等の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○ばら積み貨物の海上輸送ネットワークの拠点となる大型船に対応した国際物流ターミナルの整備（平成31年度予算要求額：港湾整備事業3,117億円の内数）</p> <p>○埠頭を運営する民間事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する補助（平成31年度予算要求額：港湾整備事業3,117億円の内数）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>○国際物流ターミナルの整備：大型船に対応した係留施設等を確保</p> <p>○補助：高能率な荷さばき施設等の整備に対する補助金の交付により、施設の取得に係るコストを低減し、高能率な荷さばき施設等の整備を促進</p> <p>○本税制特例措置：施設の保有に係るコストを低減し、高能率な荷さばき施設等の整備を促進</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本税制特例措置は、特定利用推進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設等の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。</p> <p>なお、対象施設は、特定貨物取扱埠頭を運営する民間事業者が国の補助を受けて取得するものに限定しており、必要最小限の措置である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績		○平成25年度～平成29年度 適用実績無し
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用総額（千円） 0（平成26、27、28年度）</p>
ページ		24 — 3

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特定貨物輸入拠点港湾においては、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、一時保管、二次輸送への積替等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が必要となる。</p> <p>しかし、高能率な荷さばき施設等については、整備・維持には多額のコストがかかることから、その投資リスクが大きく、インセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促進されない恐れがある。</p> <p>本税制特例措置は、特定利用推進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○特定貨物取扱埠頭における企業間連携の促進に資する埠頭運営を、2港（平成30年度）において実現。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○前回要望時からの達成度：</p> <p>（釧路港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月に釧路市（港湾管理者）が釧路港特定利用推進計画を公表 <p>（水島港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より、水島港国際物流ターミナル整備事業（水深14m、12m）に着手 <p>（徳山下松港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月に山口県（港湾管理者）がやまぐち港湾運営株式会社を港湾運営会社に指定 ・平成30年2月に徳山下松港を特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定 <p>（志布志港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より、志布志港ふ頭再編改良事業（水深14m）に着手 <p>○目標に達していない理由：</p> <p>前回要望（平成29年度要望）時において、小名浜港、釧路港の2港において、適用を見込んでいたが、下記の理由により、前回要望時に提示したスケジュールより、遅れが生じている。</p> <p>（小名浜港）</p> <p>小名浜港においては、荷役機械（アンローダー、ベルトコンベア）の整備について、小名浜埠頭（株）と福島県で整備範囲を分けて整備している。現在、福島県発注の工事が入札不調により遅れており、平成31年6月の完了予定となっている。福島県の工事が完了しないと荷役機械の一体的な運用ができないことから、前回要望時に提示したスケジュールが後ろ倒しとなっている。</p> <p>（釧路港）</p> <p>釧路港については、アンローダーの免震装置の追加、ベルトコンベアの増設に伴い、その配置等について関係者との調整及び検討等に時間を要したため、前回要望時に提示したスケジュールより、数ヶ月遅れが生じている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成24年度税制改正要望にて「国際バルク戦略港湾においてバルク埠頭を運営するターミナル運営会社が新たに取得する荷さばき施設等に係る特例措置の創設」を要望。</p> <p>○平成25年度税制改正要望にて「資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の創設」を要望、創設。</p> <p>○平成27年度税制改正要望にて「資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長」を要望、延長。</p> <p>○平成29年度税制改正要望にて「資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長」を要望、延長。</p>
<p>ページ</p>	<p>24 — 4</p>